政令

水防法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年七月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百七十二号

水防法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十二号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

水防法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十七年七月十九日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
国土交通大臣　太田　昭宏

水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年七月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百七十三号

水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十二号）の施行に伴い、並びに下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二十四条第三項第三号、第二十五条の二、第二十五条の三第一項並びに第二十五条の十七第三号及び第四号、日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）第三十条第二項、第三十四条第五項及び第五十二条、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項（同法第八十七条第一項、第八十七条の二（同法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第三十五条第一項第二号並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（下水道法施行令の一部改正）

第一条　下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の三、第五条の七及び第六条第一項中「第二十五条の十」を「第二十五条の十八」に改める。

第八条の二第一項、第九条第一項、第九条の二、第九条の五第一項、第九条の六から第九条の八まで及び第九条の十中「第二十五条の十第一項」を「第二十五条の十八第一項」に改める。

第十条中「第二十五条の十」を「第二十五条の十八」に改める。

第十条の二中「第二十五条の十第一項」を「第二十五条の十八第一項」に、「すべて」を「全て」に改める。

第十二条第一項中「第二十五条の十」を「第二十五条の十八」に改める。

第十三条及び第十三条の二中「第二十五条の十第一項」を「第二十五条の十八第一項」に改める。

第十四条の見出し中「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条中「第二十五条の十」を「第二十五条の十八」に改める。

第十五条中「第二十五条の十」を「第二十五条の十八」に改める。

第十五条の二の見出し中「行なわせて」を「行わせて」に改め、同条中「第二十五条の十」を「第二十五条の十八」に改める。

第十五条の三中「第二十五条の十」を「第二十五条の十八」に改める。

第十七条の十を第十七条の十二とする。

第十七条の九中「第二十五条の九」を「第二十五条の十七第四号」に、「場合は」を「ときは」に改め、同条を第十七条の十一とする。

第十七条の八中「第二十五条の九」を「第二十五条の十七第三号」に、「電線を支持し、保護し、又は相互に接続するための」を「第十七条の二各号に掲げる」に改め、同条を第十七条の九とする。

第十七条の七中「第二十五条の三第七項」を「第二十五条の十一第七項」に改め、同条を第十七条の八とする。

第十七条の六中「第二十五条の三第七項」を「第二十五条の十一第七項」に改め、同条を第十七条の八とする。

第十七条の五中「第二十五条の三第二項」を「第二十五条の十一第二項」に改め、同条第二号中「第十七条の七第一号」を「第十七条の九第一号」に改め、同条を第十七条の七とする。

第十七条の四中「第二十五条の三第二項」を「第二十五条の十一第二項」に改め、同条第一号中「第十七条の七第七号」を「第十七条の九第七号」に改め、同条を第十七条の六とする。

第十七条の三を削る。

第十七条の二中「第二十四条第三項」を「第二十四条第三項第三号ロ」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第二十四条第三項第三号ハに規定する政令で定める者は、公共下水道管理者が次に掲げる要件に該当すると認めた者とする。

一　下水熱の利用に関する適正かつ確実な計画を有する者であること。

二　下水熱の利用を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であること。

第十七条の二を第十七条の三とし、同条の次に次の二条を加える。

（排水設備の技術上の基準に関する条例の基準）

第十七条の四　法第二十五条の二に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　条例の技術上の基準は、第八条各号に掲げる技術上の基準に相当する基準を含むものであること。

二　条例の技術上の基準は、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させるために必要な排水設備の設置及び構造の基準を定めるものとして次に掲げる要件に適合するものであること。

イ　排水設備の設置及び構造に関する事項として国土交通省令に定めるものが規定されているものであること。

ロ　浸水被害の防止を図るために必要な最小限度のものであり、かつ、排水設備を設置する者に不当な義務を課することとならないものであること。

ハ　排水設備を設置する土地の形質、排水設備を設置する者の負担その他の事項を勘案して必要があると認める場合にあつては、浸水被害対策区域を二以上の地区に分割し、又は排水設備を設置する土地の用途その他の事項に区分し、それぞれの地区又は事項に適用する基準を定めるものであること。